

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	医療福祉費の支給等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東海村は、医療福祉費の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東海村長

公表日

令和7年10月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	医療福祉費の支給等に関する事務
②事務の概要	東海村医療福祉費支給に関する条例に基づき医療福祉事務を行っている。 この事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①受給者資格の管理 ②受給者資格の判定及び受給者証の交付 ③受給者からの申請又は審査支払機関からの請求に対する支払 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	医療福祉システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム、Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
医療福祉資格ファイル、医療福祉助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び第19条第6号、東海村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 東海村医療福祉費支給に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第9号、東海村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部保険課
②所属長の役職名	福祉部保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東海村福祉部保険課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うなど、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を行っており、かつ、定期的にアクセスログの確認を行っている。また、アクセス権限の所有者には、事務取扱担当者研修において離席時のログアウト徹底や目的外利用の禁止を呼びかけており、対策を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	2. 特定個人情報ファイル名	医療福祉資格ファイル, 医療福祉助成ファイル	医療福祉資格ファイル, 医療福祉助成ファイル, 中間サーバー	事後	
平成28年4月1日	①実施の有無	未定	実施する	事後	
平成28年4月1日	②法令上の根拠		・番号法第19条第14号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別する	事後	
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	③システムの名称	医療福祉システム, 宛名管理システム	医療福祉システム, 宛名管理システム, 中間サーバー	事後	
平成30年4月1日	2. 特定個人情報ファイル名	医療福祉資格ファイル, 医療福祉助成ファイル, 中間サーバー	医療福祉資格ファイル, 医療福祉助成ファイル	事後	
平成30年4月1日	②法令上の根拠	・番号法第19条第14号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別する	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するた	事後	
平成30年4月1日	①部署	福祉部福祉保険課	福祉部住民課	事後	
平成30年4月1日	②所属長の役職名	福祉部福祉保険課長 富田 浩文	福祉部住民課長	事後	
平成30年4月1日	請求先	東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成30年4月1日	連絡先	東海村福祉部福祉保険課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村福祉部住民課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策		様式変更に伴い新規作成	事後	
令和2年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和4年2月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するた	番号法第19条第9号及び同号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	事後	
令和4年2月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	対象人数 1万人以上10万人未満 令和3年1月1日 時点	対象人数 1,000人以上1万人未満 令和4年1月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和5年2月6日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担	福祉部住民課	福祉部保険課	事後	
令和5年2月6日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担	福祉部住民課長	福祉部保険課長	事後	
令和5年2月6日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村総務部総務人事課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
令和5年2月6日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	東海村福祉部住民課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村福祉部保険課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
令和5年2月6日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年2月6日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年11月28日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第2項, 東海村個人番号の利用に関する条例第4条	番号法第9条第2項, 東海村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条	事後	
令和5年11月28日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	医療福祉システム, 宛名管理システム, 中間サーバー	医療福祉システム, 宛名管理システム, 中間サーバー, サービス検索・電子申請機能, 申請	事後	
令和5年11月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年1月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和5年11月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年1月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年10月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年10月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業		申請者からマイナンバーの提供を受け, その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うなど, 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守している。	事後	新様式対応
令和7年3月28日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	新様式対応
令和7年3月28日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か		[十分である] 情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末, 職員, 参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を行っており, かつ, 定期的にアクセスログの確認を行っている。また, アクセス権限の所有者には, 事務取扱担当者研修において離席時のログアウト徹底や目的外利用の禁止を呼びかけており, 対策を講じている。	事後	新様式対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月19日	表紙 公表日	令和7年3月29日	令和7年6月19日	事前	基幹業務システムの統一・標準化に向けた再実施
令和7年6月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	東海村総務部総務人事課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
令和7年10月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	東海村医療福祉費支給に関する条例に基づき医療福祉事務を行っている。 この事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①受給者資格の管理 ②受給者資格の判定及び受給者証の交付 ③受給者からの申請又は審査支払機関からの請求に対する支払	東海村医療福祉費支給に関する条例に基づき医療福祉事務を行っている。 この事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①受給者資格の管理 ②受給者資格の判定及び受給者証の交付 ③受給者からの申請又は審査支払機関からの請求に対する支払 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る医療福祉費支給事務＞ ・情報連携のため、本村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和7年10月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	医療費助成システム, 統合宛名システム, 中間サーバー	医療費助成システム, 統合宛名システム, 中間サーバー, Public Medical Hub(PMH)	事前	
令和7年10月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	番号法第9条第2項, 東海村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 東海村医療福祉費支給に関する条例	番号法第9条第2項及び第19条第6号, 東海村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 東海村医療福祉費支給に関する条例	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月15日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第9号及び同号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	番号法第19条第9号, 東海村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条	事前	
令和7年10月15日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	
令和7年10月15日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	